

## 特定非営利活動法人の設立の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び村上地域振興局において縦覧に供する。

平成27年6月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請のあった年月日  
平成27年5月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人日本健民少年団連合
- 3 代表者の氏名  
佐藤 順
- 4 主たる事務所の所在地  
村上市天神岡381番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、日本全国における健民少年団員及びその活動に賛同する青少年並びにその指導者に対して、健民少年団活動において野外体験活動、都市交歓・交流活動、社会奉仕活動、環境保全活動等に関する事業を行い、青少年の健全育成や有益な社会人の育成を図ることにより、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
  - (1) 子どもの健全育成を図る活動
  - (2) 社会教育の推進を図る活動
  - (3) 地域安全活動
  - (4) 環境の保全を図る活動
  - (5) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
  - (6) 災害救援活動
  - (7) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
  - (8) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
  - (9) まちづくりの推進を図る活動
  - (10) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
  - (11) 観光の振興を図る活動
  - (12) 国際協力の活動
  - (13) 情報化社会の発展を図る活動
  - (14) 前条各号の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動